

小野國嗣基金規程

1997年12月17日 大学評議會承認
2011年 7月 5日 大学評議會承認
2011年 7月15日 常務理事会承認
2025年 2月14日 常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学に小野國嗣基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金の目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉事業に従事することを志す本学学生（大学院生を含む）への奨学
- (2) 社会福祉事業の振興に資する学際的な教育研究に従事する本学教員への研究奨励
- (3) その他寄付者の趣旨に添った各種事業への奨励

(運営)

第3条 基金は、本学卒業生故小野光太郎氏の寄付金を財源とし、その果実相当額の範囲内で運営する。

(名称)

第4条 基金による各事業は「小野國嗣基金」の名称を冠して行う。

(委員会)

第5条 基金の円滑な管理・運営を図るため、小野國嗣基金運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

- 2 運営委員は、社会学科、社会福祉学科、心理学科、教育発達学科所属の教員若干名をもって構成する。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 運営委員会は、毎年2回開催するほか、必要に応じ委員長が招集する。

(細則)

第6条 奨学金ならびに研究助成に係る細則は、小野國嗣基金規程施行細則に定める。

(所管)

第7条 この規程に関する事務の所管は、総務部総務課とする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、運営委員会、大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は1998年4月1日より施行する。（この規程および施行細則は、小野國嗣基金（研究助成）運営要綱、小野國嗣基金運営委員会規則、小野國嗣基金取扱内規を統合したものである）
- 2 この規程は、2012年4月1日から施行する。（第5条第2項教育発達学科の設置。第7条常務理事会の追加。）
- 3 この規程は、2025年4月1日から施行する。（小野光太郎氏逝去に伴う第3条の変更、第7条の追加およびそれに伴う条番号の繰り下げ）